

滋賀県吹奏楽指導者派遣事業実施要項

滋賀県吹奏楽連盟

1. 事業のねらい

本県の各小・中・高等学校における吹奏楽部(班)の運営および技術的水準の現状を鑑み、専門の指導者を派遣し各校の吹奏楽部(班)の技術の更なる向上を目指すとともに、吹奏楽の指導法の研修を実施し、指導技術の一層の向上を図るため本事業を行う。

2. 実施内容

- (1) 吹奏楽連盟に加盟している中学校・高等学校のなかの希望する 20 校(中学校 13 校、高等学校 7 校)に対し、3 回を限度に指導者を派遣する。
- (2) 指導者の選定及び 1 回目の派遣は、本連盟が委託する業者(YAMAHA 管弦打学校営業部 西日本営業所)と当連盟で地理的な条件等を考慮して行う。2 回目、3 回目の日時等は、1 回目の指導時に指導者と顧問が相談して決定する。
- (3) 指導形態は全体指導(合奏指導)を基本とするが、希望によりパート別指導も可とする。
- (4) 1 回の指導時間は 2 時間を原則とする。
- (5) 実施にかかる費用のうち、指導者への謝礼については、必要な経費の 2 分の 1 を、交通費については実費相当を連盟が負担する。なお、謝礼は 1 回 16,000 円とし、8,000 円の補助、交通費は一律 2,000 円の補助とするが、当該校への支払いは 3 回目終了して「報告書」が担当事務局に届いてから一括して振り込みにて行う。
- (6) 小学校についても同様の方法での申し込みとするが、学校数に限度は設けず、申し込んだ学校(団体)すべてを対象校とする。指導者は連盟事務局が選出・依頼し派遣するが、この場合の指導者はボランティアとし、当該校並びに連盟は金銭を負担しない。
- (7) 本事業は単年度事業であり、次年度も同一校が連続して申請することができる。

3. 実施時期

2019 年 5 月より、関西吹奏楽コンクール終了時までとする。

4. 実施方法

- ① 所定の「申請書」(様式 1)に必要事項(第 1 回目の希望日時等)を記入し、4 月 8 日(月)～ 15 日(月)の間に吹奏楽連盟事務局(瀬田工業高等学校 井口)宛、郵送または直渡しで申し込む。
- ② 希望が多い場合は抽選により決定し、学校宛に通知する。中学校 13 校、高等学校 7 校を原則とするが、どちらかの校種の希望が少ない場合には、基準に満たない枠をもう一方の校種に振り替え、全体で 20 校になるよう調整し決定する。
- ③ 決定後、事業担当事務局から委託業者に申請し、指導者が決定次第、委託業者(または派遣される指導者)から当該校(顧問)に連絡が入り、詳細を決定する。
- ④ 毎回の謝礼・交通費の支払い(18,000 円)は当該校が立て替えて行う。
- ⑤ 毎回の指導終了時に所定の「報告書」(様式 2)に領収サインをもらい、3 回目終了後、振込口座等の必要事項を記入し担当事務局宛郵送する。(8 月末を提出期限とする)
- ⑥ 「報告書」の提出を受け、事務局が指定の口座に補助金を振り込む。
- ⑦ やむを得ない理由により日程を変更する必要がある場合には、当該校から速やかに指導者に連絡を入れ以後の日程調整を行う。この際キャンセル料が発生した場合には当該校が支払う。

5. その他

- (1) 大学、職場、一般の団体はこの事業の対象外とする。
- (2) 中学校、高等学校が関西大会に出場した場合の激励金は廃止する。(但しコンクールに限る)
- (3) 本事業の担当責任者は小幡 理(連盟理事長)、事務担当者は井口憲一(連盟事務局長)とする。